当JAの法人顧客にかかる新規口座開設対応方針

当 J A では、金融犯罪、テロ資金供与およびマネー・ローンダリングに対する対策の重要性が高まっていることを受け、新たに口座開設の申込みを行う法人について、令和 7 年 11 月 1 日より、次のとおり、当該法人の実体、事業実態等を踏まえた審査を実施のうえ、口座開設に応じることとする。

なお、新たに口座開設の申込みを行う法人について、明らかに事業実態等に懸念がないと判断できる 場合は、口座開設にかかる一部の審査を省略できるものとする。

1. 口座開設申込みの受付対象となる法人

当 J A の事業エリア内 (柳川市内) に「本社」、「営業所」等が存在する法人とする。

なお、当 J A の事業エリア内に「本社」、「営業所」等が存在しない法人については、原則、口座開設を謝絶する。

2. 口座開設の審査に伴う確認事項等

口座開設の審査に伴う確認事項および確認書類は、次のとおり。

なお、確認書類については原本の提示を受けることとし、当「Aにて写しを取得する。

また、審査の過程で、法人の事業実態等に疑義が生じた場合、適宜、確認事項および確認書類を追加する。

主な確認事項	確認書類
法人の名称	・登記事項証明書(発行後6か月以内)
本店や主たる事業所の所在地	・印鑑証明書(発行後6か月以内)
法人の事業内容	・登記事項証明書(発行後6か月以内)
	・定款
来店者の氏名・住居・生年月日	・来店者の本人確認書類
	(運転免許証、マイナンバーカード等)
事業実態	・事業に必要な行政庁の許認可証
	・決算書類(新設法人であれば事業計画書等)
	・会社案内(パンフレット等)
	・取引先への提案書、見積書、契約書

3. 口座開設にかかる審査

当 J A の審査については、確認書類による事業内容・来店時のヒアリング内容および現地調査による所在地での事業実態の確認結果等を総合的に審査のうえ、口座開設可否の判断を行うこととし、口座開設に応じる場合は後日改めて来店を求めることとする。

また、当「Aによる審査の結果、口座開設に応じられない場合がある。

なお、口座開設諾否の回答については、口座開設申込日より2週間~1か月程度要する。

以上